

第115回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和3年3月2日(火)

開催場所：大阪府咲洲庁舎 23階 中会議室

案 件	審議結果等
(仮称)スーパーマルハチ若江岩田店(東大阪市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
(仮称)ドラッグコスモス川北店(藤井寺市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
ホームズ寝屋川店(寝屋川市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。